

平成26年度久留米市公営企業会計決算審査意見書

第1 審査の対象

平成26年度 久留米市水道事業会計決算

平成26年度 久留米市下水道事業会計決算

第2 審査の期間

平成27年5月25日から平成27年7月9日まで

第3 審査の要領

審査に付された水道事業会計及び下水道事業会計の決算審査に当たっては、提出された決算報告書及び附属書類が地方公営企業法その他関係法令等に準じて作成されているか、決算諸表の計数は正確であるか、経営成績及び財政状態は適正に表示されているか、さらに会計処理は関係法令等に従って的確に行われているかについて、関係書類及び諸帳簿等により照合審査するとともに、関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

第4 審査の結果

決算報告書、財務諸表及び事業報告書は、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成され、経営成績及び本年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

決算の内容については、「事業の実績」以下、本文中に述べるとおりであり、また、これに基づく意見・講評については、「審査結果の意見・講評」において述べるとおりである。

なお、本市水道事業については、平成26年度から新地方公営企業会計基準（以下、「新会計基準」という。）を適用することとされたため、前年度決算等との対比においては、そのことにも留意が必要である。また、本市下水道事業では、同年度から地方公営企業法の適用事業に移行し、同時に新会計基準が適用されたことから、当意見書の作成に当たっては、特別会計による事業であった前年度決算等との対比ができないものなどについて、本年度の数値のみを記載している箇所がある。

併せて、決算審査資料として事業年次表、経営分析表を添付しているので参照されたい。

第5 新地方公営企業会計基準の適用について

新会計基準は、地方公営企業会計制度見直しの一環として、資本制度の見直しと併せて取り入れることとされたものである。そこでは、現行の企業会計原則の考え方を最大限に取り入れることや、地方公営企業の特性等を適切に勘案して、負担区分原則に基づく一般会計等や国庫補助金等の公的負担の状況を明らかにすることなどが基本的な考え方とされている。新会計基準に係る関係政省令の改正については、平成24年1月27日に公布され、同年2月1日から施行されているが、その適用は、平成26年度の予算及び決算からとされていた。

11項目の見直しをその内容としているが、本市の公営企業である水道事業会計に影響を与える主な見直し事項としては、① 借入資本金の見直し、② 補助金等により取得した固定資産の償却制度等、③ 引当金の計上、④ リース取引に係る会計基準、⑤ キャッシュフロー計算書の導入、⑥ 勘定科目等の見直し、⑦ 組入資本金制度の廃止 を挙げることができる。

本市の、もう一つの地方公営企業法適用事業である下水道事業については、上記のとおり、法適用事業への移行と同時に新会計基準に基づく会計処理を行うこととなった。

それらの見直しによる平成26年度決算額に係る具体的な影響については、それぞれの事業の各項目において、必要な範囲で触れることとしたが、ここでは新会計基準による主な変更点及びその適用による一般的な影響の概略などについて、あらかじめ述べておくこととする。

① 借入資本金の見直し

ア 従来、借入資本金として資本に計上されていた企業債などは、負債に計上する。なお、1年以内に返済期限が到来する債務は、流動負債に分類する。

イ 負債計上に当たり、建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金については、他の借入金と区別する。

② 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

ア 償却資産の取得又は改良に伴って交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債(繰延収益)に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化する。

イ 経過措置として、これまで、現に資本剰余金として整理されている補助金等について、現在の資産に係るものについては、当初から当該補助金等が収益化されていた状態となるように、資本剰余金から利益剰余金への移行処理を行う。

③ 引当金の計上

ア 退職給付引当金の計上を義務化する。

イ それ以外の引当金についても、要件を踏まえ、該当する引当金を計上するものとする。要件を満たさない引当金は認められない。(本市では、賞与引当金、貸倒引当金を計上)

④ リース取引に係る会計基準

ア リース会計を導入する。ファイナンス・リース、オペレーティング・リース、それぞれの形態に即して、一定の場合には売買に準じるなど、所定の会計処理を行うこととする。

イ 中小規模の地方公営企業においては、所有権移転以外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。ただし、この場合には、未経過リース料を注記する。(本市公営企業は、こちらに該当する。)

⑤ キャッシュフロー計算書の導入

ア キャッシュフロー計算書の導入を義務付ける。(本市公営企業では、間接法により作成)

イ 同計算書における「資金」は、貸借対照表における「現金・預金」と同定義とする。

⑥ 勘定科目等の見直し

ア 地方公営企業の経営情報が、財務諸表上、可能な限り明らかになるように見直しを図る。

イ 経営状況を適切に開示するため、重要な会計方針等の注記を義務付ける。

[損益計算書]

・長期前受金戻入の計上(補助金等で取得した資産の減価償却に伴い収益化していく分の額)

[貸借対照表]

- ・借入資本金の廃止、
- ・一定の要件に合致する引当金の計上、
- ・リース資産・債務の計上
- ・繰延収益の計上（償却資産の取得に伴う補助金等を長期前受金として計上する。毎年の減価償却に伴い、相当額を負債から利益剰余金へ順次収益化していく。）

[注記に記載する項目]

- ・重要な会計方針に係る事項に関する注記（資産の評価基準及び方法、引当金の計上方法等）
- ・貸借対照表等に関する注記、
- ・リース契約により使用する固定資産に係る注記
- ・重要な後発事項に係る注記、
- ・その他の注記

⑦ 組入資本金制度の廃止

ア 減債積立金を使用して企業債を償還した場合、建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合等に、使用した額に相当する額を資本金へ組み入れる制度（組入資本金制度）を廃止する。そのため、使用した額に相当する額は、未処分利益剰余金となる。

イ その後の未処分利益剰余金の取扱いは、議会の関与を経て決定することとする。

これら新基準の適用による公営企業会計の財務諸表への主な影響をまとめると、おおむね次のようになる。

- 1 借入資本金を資本から負債に計上することにより、固定負債及び流動負債が増加し、借入資本金の分だけ、資本が減少する。
- 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等の導入により、長期前受金を計上することで繰延収益（負債）が増加する。その反面、資本剰余金（及び固定資産）が減少する。
- 3 引当金の計上により、固定負債及び流動負債（負債性引当金＝退職給付引当金）が増加し、固定資産及び流動資産（評価性引当金＝貸倒引当金）が減少する。

また、これらによって、財務諸表のとらえ方としては、次のようなことがポイントとなるとされている。

- 1 本来認識すべき収益費用を発生時点で全て計上することで、真の損益構造が明らかになる。
- 2 建設改良のための補助金及び一般会計繰入金等を収益（長期前受金戻入）として計上するため、収益の増加要因となる。
- 3 退職給付引当金や賞与引当金、貸倒引当金の計上により、短期的には費用が増加する。
- 4 借入資本金（企業債）の計上区分が変更されたこと、引当金の計上が義務化されたこと、償却資産に係る補助金や一般会計繰入金の計上区分が変更されたことによって、資本よりも負債のほうが大きくなる。
- 5 建設改良のための補助金及び一般会計繰入金等を収益として計上することとなったことに伴い、過去の減価償却に見合う分の補助金等に相当する額を、新会計基準への移行時に利益剰余金に移すことで、利益剰余金が増加する。
- 6 償却資産は、全て毎年度減価償却することとなり、固定資産の真の価値が明らかになる。
- 7 未収金に対する貸倒引当金の比率を見ることで、料金徴収率の程度が明らかになる。

（参照資料：総務省自治局公営企業課「地方公営企業会計制度の見直しについて」平成25年12月）